

## 岡崎市創業資金利子補給補助金交付要綱

制定 平成26年4月1日

(最終改正 令和7年4月1日)

(趣旨)

第1条 市は、創業する者又は創業後間もない者に対し、新事業の創出を図り、もって市内の商工業の振興に資するため、予算の範囲内において岡崎市創業資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に該当する者をいう。

2 この要綱において「創業資金」とは、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の次の各号のいずれかに該当する資金をいう。

- (1) 新企業育成貸付
- (2) 一般貸付
- (3) 生活衛生貸付
- (4) 企業活力強化貸付
- (5) マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
- (6) 挑戦支援資本強化特別貸付

3 この要綱において「利子」とは、創業資金に係る利子で、中小企業者が公庫との金銭消費貸借契約に基づき、公庫に遅滞なく支払ったものをいう。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、中小企業者であって、借入日から様式第1号の岡崎市創業資金利子補給補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を提出する日まで引き続き、市内に住所又は本店（商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項第1号に規定する「本店」をいう。）を有し、かつ、市内に主たる事務所又は事業所を有するものとし、次の各号に定める要件を備えたものとする。ただし、同一年度の申請は1回限りとする。

- (1) 新たに事業をはじめること。または借入日時点において開業後5年未満であること。
- (2) 創業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となること。
- (3) 個人又は会社が事業を開始しようとする場合は、市内において中小企業者となること。
- (4) 個人又は会社が事業を開始しようとする場合は、創業に係る経営資源を有していること。
- (5) 創業に係る業種に属する事業が許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を

取得していること又は取得が確実であると認められること。

(6) 市税等の滞納がないこと。

(補助金の対象)

第5条 補助金は、創業資金に係る利子を対象とし、借入日以後2回目に支払いをした利子を含めて連続する6回分を限度として交付する。ただし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条に定める自動車検査証の交付を受ける車両の購入資金に係る利子で、自動車検査証の交付が2回目の利子支払日以降となる場合は、自動車検査証の交付日以後初めて支払いをした利子を含めて連続する6回分を限度として交付する。

2 前項の規定にかかわらず、対象となる6回分の利子を支払う以前に借入金の全部を繰上償還した場合にあっては、繰上償還の直前までに支払われた利子を限度として交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の資金使途に係る利子を除くこととする。

(1) 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第二に規定する人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び人の運送の用に供する小型自動車並びにこれらに付属するもの又はこれらの諸経費。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する事業用自動車を除く。

(2) 申請者と道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の4第3項に規定する所有者の氏名又は名称及び住所が異なるとき。

(3) 設備の導入については、市外に設置するとき。

(補助金の年度区分)

第6条 前条に規定する利子の補助金の年度区分は、利子の支払いをした日が属する年度を基準とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の利子の額に100分45を乗じて得た額とする。ただし、次のいずれかの要件を備える場合は100分の75を乗じて得た額とする。

(1) 岡崎市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域のうち、都市拠点として設定した東岡崎周辺及び岡崎駅周辺に主たる事業所を有する場合。

(2) 伝統的工芸品産業に係る事業を行う場合。

(3) 借入日時点において、30歳未満の中小企業者である場合。ただし、会社又は会社を設立する場合は、当該会社の代表者又は代表者となる者（複数いる場合は全ての代表者又は代表者となる者）が30歳未満である場合。

(4) 市と公庫の協議により定め、公表する社会的課題の解決に資する事業を行う場合。

2 第1項の規定により算定した額が20万円を超えるときは、20万円とする。

3 第1項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(交付申請書)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金の対象となる利子の支払日までに、交

付申請書に第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に定める交付申請書に添えて市長に提出する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 創業した日または創業予定日がわかる次のいずれかの書類

ア 日本政策金融公庫に提出した創業計画書

イ 開業届の写し

ウ 履歴事項全部証明書の写し

(2) 創業資金の借入れを証する書類

(3) 支払額明細書

(4) 第4条第5号に該当する場合においては、当該許認可証等の写し

(5) 営業車両を購入した場合は、その自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証の場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）

(6) 申請者または代表者の納税証明書

（実績報告書）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、様式第2号の岡崎市創業資金利子補給補助金実績報告書に当該補助事業が完了したことを証する書類を添えて、当該年度末までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、補助事業者から実績報告書の提出があったときは、その内容が適正と認められるものについて、補助金の額の確定を行い、補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定により補助金の額の確定をした後に、補助事業者からの請求により交付する。

（その他）

第12条 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日までに6回分の支払いが完了した利子については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日までに借入れした資金に係る利子については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、平成31年4月1日以後に借入れした資金に係る利子について適用し、同日前に借入れした資金に係る利子については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月1日以後に借入れした資金に係る利子について適用し、同日前に借入れした資金に係る利子については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日以後に借入れした資金に係る利子について適用し、同日前に借入れした資金に係る利子については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日以後に借入れした資金に係る利子について適用し、同日前に借入れした資金に係る利子については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日以後に借入れした資金に係る利子について適用し、同日前に借入れした資金に係る利子については、なお従前の例による。